

資料編

1 策定の経過

年月	実施事項
平成 25 年 7 月 1 日	第 1 回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会
平成 25 年 8 月 8 日	第 1 回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
	第 2 回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会
平成 25 年 9 月	地域福祉に関する市民アンケート調査の実施（9 月 13 日～9 月 27 日）
	地域福祉に関する自治区長アンケート調査の実施（9 月 10 日～9 月 30 日）
	地域福祉に関する民生委員・児童委員アンケート調査の実施（平成 25 年 9 月の地区協議会で配布し、10 月の地区協議会で回収）
平成 25 年 11 月 27 日	第 2 回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・第 3 回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議
平成 25 年 12 月 3 日	第 1 回 豊田市地域福祉計画策定に係るワークショップ
平成 26 年 1 月 18 日～19 日	「地域密着型福祉全国セミナー」の開催
平成 26 年 1 月 21 日	第 2 回 豊田市地域福祉計画策定に係るワークショップ
平成 26 年 2 月 4 日	第 3 回 豊田市地域福祉計画策定に係るワークショップ
平成 26 年 3 月 14 日	第 3 回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・第 4 回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議
平成 26 年 8 月 5 日	第 4 回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・第 5 回 豊田地域福祉活動計画策定委員会
平成 26 年 10 月 5 日	第 6 回 豊田地域福祉活動計画策定委員会
平成 26 年 10 月 6 日	第 5 回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
平成 26 年 11 月 1 日 ～11 月 30 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年 1 月 9 日	第 6 回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・第 7 回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議
平成 27 年 1 月 29 日	第 7 回 豊田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会・第 8 回 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 合同会議

豊田市地域福祉活動計画策定に係る住民懇談会

地区名	実施事項		
	第1回	第2回	第3回
崇化館地区	平成26年6月24日	平成26年7月29日	平成26年10月16日
梅坪台地区	平成26年2月1日	平成26年7月19日	
朝日丘地区	平成26年2月12日	平成26年8月6日	
逢妻地区	平成26年2月18日	平成26年8月19日	
高橋地区	平成26年8月7日	平成26年8月27日	平成26年10月17日
美里地区	平成25年12月25日	平成26年7月18日	
益富地区	平成26年2月15日	平成26年7月26日	
豊南地区	平成26年5月31日	平成26年7月27日	平成26年10月16日
上郷地区	平成26年1月28日	平成26年8月5日	平成26年10月15日
竜神地区	平成26年1月26日	平成26年7月18日	
末野原地区	平成26年2月8日	平成26年7月20日	
若林地区	平成26年2月7日	平成26年7月4日	
前林地区	平成26年2月14日	平成26年8月8日	
若園地区	平成26年1月26日	平成26年8月31日	
猿投台地区	平成26年1月31日	平成26年7月11日	平成26年10月14日
井郷地区	平成26年7月18日	平成26年8月6日	
猿投地区	平成26年2月7日	平成26年7月30日	
石野地区	平成26年2月8日	平成26年8月19日	
保見地区	平成26年2月2日	平成26年7月24日	
松平地区	平成26年2月2日	平成26年7月6日	平成26年10月17日
藤岡地区	平成26年2月26日	平成26年7月25日	平成26年10月9日
藤岡南地区		平成26年7月15日	
小原地区	平成26年2月25日	平成26年7月24日	
足助地区	平成26年2月25日	平成26年6月11日	
下山地区	平成26年3月15日	平成26年6月7日	
旭地区	平成26年3月16日	平成26年5月23日	
	(報告会を平成26年9月26日に開催)		
稲武地区	平成26年5月25日	平成26年7月20日	

2 豊田市社会福祉審議会

(1) 豊田市社会福祉審議会条例

平成12年3月29日
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、豊田市社会福祉審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、豊田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長職務の代理)

第4条 委員長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 審議会においては、委員長が議長となる。

3 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

4 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

(民生委員審査専門分科会)

第7条 前条第2項から第4項までの規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第2項中「委員及び臨時委員」とあり、及び同条第4項中「委員又は臨時委員」

とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(豊田市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 豊田市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(平成9年条例第39号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に審議会の委員又は臨時委員である者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則 (平成12年9月27日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年6月28日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日条例第13号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月27日条例第79号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日条例第8号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月28日条例第35号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行します。

(2) 豊田市社会福祉審議会・地域福祉専門分科会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	所属団体等	備考
浅見 富士男	豊田市区長会代表	平成25年度
安藤 惣吾	豊田市介護サービス機関連絡協議会代表	
宇井 銀之	豊田市社会福祉協議会代表	副分科会長
上野谷 加代子	学識経験者（同志社大学社会学部教授・日本地域福祉学会会長）	分科会長
梅田 幸重	一般社団法人豊田市身障協会代表	
加賀澤 泰明	豊田市老人クラブ連合会代表	
加藤 章	豊田市ボランティア連絡協議会代表	
加藤 雪子	市民公募	
酒井 住雄	豊田市民生委員児童委員協議会代表	平成25年度
阪野 貢	学識経験者（市民福祉教育研究所主宰）	
杉本 吉行	豊田加茂医師会代表	
瀧澤 徹	豊田市民生委員児童委員協議会代表	平成26年度
鶴羽 政代	豊田市こども園保護者の会代表	
峯 光義	豊田市区長会代表	平成26年度

3 豊田市地域福祉活動計画策定委員会

(1) 豊田市地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(平成 25 年 3 月 27 日規程第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、市民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する行動を行う者と相互に協力して、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画を策定するにあたり、地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 策定委員会は、本会の理念や経営方針を基盤とし、地域福祉活動計画の策定及び実施に関して必要な事項を調査、及び協議することを目的とする。

(役割)

第 3 条 策定委員会は、地域福祉活動計画の策定において必要な下記事項に取り組むものとする。

- (1) 策定作業の調整、策定手順や検討内容の決定
- (2) 行政が策定する豊田市地域福祉計画との整合の確認
- (3) 個別作業部会で議論・提案された素案の検討・協議

2 策定委員会は、適宜、策定にあたっての進捗状況を本会会長に報告するものとする。

(組織)

第 4 条 策定委員会は、15 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治区長
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) ボランティア
- (5) 支所推進委員会委員
- (6) 行政関係者
- (7) 市民
- (8) その他、本会会長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉活動計画の策定を完了するまでの期間とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第 6 条 委員が策定委員会の必要とする会議等に出席した場合は、日額 4,500 円の報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当該委員が豊田市及びその機関等に勤務する公務員である場合は、これを支給しない。

(運営)

第7条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は委員会を招集し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会調整会議及び個別作業部会)

第8条 策定委員会は、計画策定に必要な調査研究及び資料収集を行うため、部会調整会議及び個別作業部会を置く。

- 2 部会調整会議は、本会経営会議をもって充て、策定委員会から依頼された検討事項の調整、個別作業部会に対しての検討指示及び策定委員会に対して提案する事項の調整等を行う。
- 3 個別作業部会は、本会職員等で構成する3部会とし、それぞれ次に掲げる事項等を検討する。

(1) 住民参加活動等検討作業部会

- ア 住民参加の促進 小地域福祉活動・ボランティア活動の推進・支援
- イ 福祉の風土づくり 福祉教育・福祉情報の発信

(2) 福祉サービス等検討作業部会

- ア 福祉サービスの健全な発達 在宅福祉サービスの充実、福祉人材の育成
- イ 福祉サービスの適切な利用促進 生活自立支援・福祉サービスの適正化

(3) 法人経営等検討作業部会

- ア 本会活動の健全化 本会事業の見直し
- イ 本会事業推進のための基盤強化 経営の強化、活動拠点の整備、職員の育成・強化

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第10条 策定委員会の事務局は、本会地域福祉課内に置く。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 豊田市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	所属団体等	備考
井木 徹	地域包括支援センター代表（豊田厚生地域包括支援センター）	
今井 弘明	行政機関代表（豊田市市民福祉部長）	
岩月 章	教育機関代表（豊田市教育委員会 指導主事）	
上野谷 加代子	学識経験者（同志社大学社会学部教授・日本地域福祉学会会長）	委員長
尾崎 宗太郎	高齢者代表（豊田市高年大学同窓会長）	
川越 一成	労働者代表（連合愛知豊田地域協議会 副事務局長）	平成26年10月5日～
小山 克弘	農協・生協代表（あいち豊田農業協同組合 常務理事）	平成25年7月1日～ 平成26年8月4日
近藤 正臣	社協6支所推進委員会代表（旭支所推進委員会委員長）	
阪野 貢	学識経験者（市民福祉教育研究所主宰）	
瀧澤 徹	豊田市民生委員児童委員協議会代表（地域福祉部会長・豊南地区会長）	平成25年7月1日～ 平成25年12月16日
竹中 勘次	地区コミュニティ会議福祉部会代表（若林地区コミュニティ福祉委員長）	
竹之内 勲	地域ボランティア活動実践者代表（五えんの会代表）	
鳴釜 芳明	労働者代表（連合愛知豊田地域協議会 副事務局長）	平成25年7月1日～ 平成26年10月4日
能見 知行	豊田市民生委員児童委員協議会代表（地域福祉部会長・小原地区会長）	平成25年12月17日～
藤原 ますみ	障がい者・児の父兄代表（前NPO法人ワーワー理事長）	
古川 利孝	豊田市区長会代表（理事・益富地区区長会長・大見町区長）	副委員長
山中 敏広	農協・生協代表（あいち豊田農業協同組合 常務理事）	平成26年8月5日～
山村 史子	市民代表（本市在住の日本地域福祉学会員）	

4 用語説明

豊田市が独自に使用している用語には、(*)をつけています。

か

共働(*)

市民と行政が協力・連携すること。(通常これを協働というが、本市ではそれに加え、共通する目的のために、それぞれの判断で、それぞれが別で活動することも含まれる。)

コーディネーター

複数の主体が関わる事業などが円滑に進むように、情報連携や業務の調整などを行い、つなぎ役をする人や機関のこと。

子育て支援センター

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図ることを目的に設置されるセンター。

こども園(*)

幼保一体化施策として、公立幼稚園、公私立保育園の施設名称を統一したもの。入園可能な年齢や保育時間など幼稚園・保育園の基本的な機能の違いを残したまま、保護者負担や保育カリキュラムなどを統一し、一体的な運用を図っている。

個別支援台帳

避難行動要支援者それぞれの状況に応じて、どのような避難誘導が必要かをあらかじめ整理し、詳細な情報を記載したもの。

コミュニティビジネス

地域資源を活かしながら、地域課題をビジネスの手法で解決しようとするもの。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな産業や雇用の創出、生きがいきづくり等につながることから、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

さ

ささえあいネット(*)

高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域の関係協力機関と地域包括支援センターが連携し、見守りや支援を行うネットワークのこと。

自主防災会

災害に対して人々が協力し、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」と考え、地域の人々がまとまった組織。町内会や小学校区、老人会などが自主防災会を構成することが多く、本市には329の会がある。(平成27年3月1日現在。)

社会福祉協議会

住民、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉施設や関係団体など社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力の下、福祉のまちづくりを目的として様々な活動を行っている民間団体。詳細は15ページ。

社会福祉法人

社会福祉施設の経営などの社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人のこと。社会福祉事業の公共性から、民法上の公益法人と比較してその設立運営に厳格な規制が定められている。

生活困窮者自立支援法

平成25年12月成立。この法律に基づき、平成

27年4月から、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための様々な取組が行われる。

成年後見制度

契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。

セーフティネット

経済的困窮者に対して、最低限の生活を続けられるようにする生活保護などの社会保障制度。

た

団塊の世代

第二次大戦後、昭和22年～24年に生まれた世代のこと。

地域会議（*）

都市内分権を推進するため、中学校区ごとに置かれ、地域の意見を集約・調整し、市政へ反映させるための審議機関のこと。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域のニーズや課題の把握、新たな支援サービスの提言、既存サービスのシステム化等を目的に実施する。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのこと。本計画書では、将来的に、高齢者に限らず全ての地域住民を対象とする包括的な仕組みとして機能させることを目指している。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、

高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとしている。

地域予算提案事業（*）

地域会議により集約された地域意見を、支所が市の予算案に反映させることで地域課題を解決する仕組み。地域課題を解決するための事業の必要経費を事業計画書による提案を通じ、市の予算案に反映する。一つひとつの事業の必要経費を積み上げ、全体で2,000万円／地域会議・年を上限とする。

な

日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、認知症等で判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症高齢者やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う人のこと。

は

パブリックコメント

市町村が計画等を制定するに当たって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集する制度。

バリアフリー

高齢者、障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くとい

う意味。段差等の障壁除去を指すことが多いが、障がいのある人等の社会参加を困難とさせている社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去するという広い意味でも用いられる。

避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

ま

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき委嘱された、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う人。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員は子どもの見守りや子育ての相談等を行う「児童委員」を兼ねており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

や

ユニバーサルデザイン

高齢者や障がいのある人のみならず、可能な限り全ての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人のこと。

わ

ワークショップ

もともとは仕事場、作業所、工房といった意味。まちづくりでは、一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める、参加体験型学習のこと。

わくわく事業（*）

地域資源（人、歴史、文化など）を活用し、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む団体を支援する地域活動支援制度。地域の5人以上で活動する自主的なグループや市民活動団体が行う、「①まちづくりの担い手が育つこと」「②地域が活性化すること」を目的とする事業に対し、助成を行う。

アルファベット

HUG（避難所運営ゲーム）

避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所にみだてた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかをゲーム形式で模擬体験するもの。

NPO

「Non Profit Organization」の略称で、ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称のこと。

SNS

「Social Networking Service」の略称で、インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。